

## S4-2

## 子どものもつ力を信じて支援する専門家

割田 陽子

東京大学医学部附属病院 看護部

1989年に「児童の権利条約」が国際連合総会で採択され、日本は1994年に批准国となり、今年で25周年になります。これによって、子どもは大人に保護される対象でなく、権利を有する主体者という認識が広がり、病院においても、子どもの権利を守り、子ども主体の医療を行っていくことが求められています。

しかし、子どもにとって病院は、知らない人やものに囲まれ、未経験で苦痛を伴う処置・検査などをされる、不安や恐怖でいっぱい場所です。このような場所で、子どもが主体的に医療に参加することはとても難しく、自分の力を発揮できなかった体験は、その後の医療への恐怖心を増強させたり、自己効力感の低下を招いたりなど、精神面や成長発達にも影響を及ぼすと言われています。

当院では、2013年5月に小児科学会を含む3学会より発表された「MRI検査時の鎮静に関する共同宣言」を参考に、鎮静マニュアルを作成し運用しています。この取り組みの一つに、「多職種で行う画像検査プレパレーション」があります。これまでの子どもの画像検査は「検査中、じっとしていることが難しいだろう」という大人の考えから、鎮静下で検査を行うことが少なくありませんでした。しかし、このプレパレーションによって、子どもは自分が体験することを理解できるようになり、「やってみよう」と思える方法を自分で考え選択できるようになりました。子どもの「やってみよう」の方法に合わせて、多職種で検査環境を整えていったところ、子どもは自分の力で検査を受けられるようになり、不要な鎮静を回避した、安全、安楽で、且つ正確な画像検査が行えるようになりました。また、自分の力で乗り越えた体験は、子どもの自信になり、その後の検査も非鎮静でできるようになっています。

子どもが医療を受ける場所は、病棟や外来だけでなく、検査部、治療部など様々です。病院のどこへ行っても子どもの権利が守られた医療が行われるためには、多職種それぞれが、子どもの持つ力を信じて、子どもが医療に参加できるよう支援していくことが重要です。

今回、医師、看護師、診療放射線技師、子ども療養支援士などの多職種が、子どもの力と自律を支える視点で連携した取り組みについて、実際に行った支援を、子ども・ご家族の様子などを交えてご紹介させていただきます。